

津波が想定される区域における津波対策

【危害予防規程】

浸水想定_____m以上

(目的)

この規程は、津波防災地域づくりに関する法律(以下「法」という。)に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(津波警報等の各種情報等の入手方法の確保)

- 一 事業所は、地震・津波警報等の各種情報の入手するために複数の情報入手の手段を用いる。
(例) 地震津波警報・防災放送・TV・携帯電話・インターネット・衛星電話等
- 二 停電時の対応のために、予備電源を確保し、月に1回以上は点検を行い、記録を付けて管理する。

(事業所内外の従業員の津波からの避難)

- 一 事業所は、従業員、協力会社に対して、津波浸水時の避難場所(予想される津波高さを想定して場所を選定)及び避難経路をあらかじめ定める。また、避難場所には食料その他の必需品等を備蓄し、維持する。
- 二 事業所内の従業員は、() (例 本館3階事務所など)へ集合させ、事業所外の従業員は、無理に帰社せず近くの避難場所(あらかじめ定めておく)を利用する。
- 三 津波発生時の避難経路は、【別紙第1】のとおり定める。ただし、通行不可能な場合はこの限りでない。
- 四 避難指示を全従業員へ伝達できるよう() (例:構内放送設備等)を備え、津波防災隊隊長等により指示する。また、停電等に備え保安電力により使用可能の状態を維持する。
- 五 事業所外にいる従業員は、安否確認する方法を定めておく。また、連絡がつかない場合に備え、あらかじめ災害伝言ダイヤルの使用方法を確認する。

(津波警報等の各種情報の処理並びに事業所内外の関係者への伝達方法等に関する措置)

- 一 津波が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織(以下「津波防災隊」という。)は、その編成及び任務を【別紙第2】のとおり定める。

二 事業所内の従業員、入構中の協力会社社員、来訪者数の数、従事場所等を把握する方法を定める。

(例) 入出門の管理システムなど

三 事業所内の全ての人間に情報の伝達が行えるようにし、非常時の行動マニュアルを事業所に掲示又は従業員に配布、携帯させる。

四 情報の伝達が行われなかった、又は何らかの理由により情報を受け取れなかった場合を想定し、津波発生時に取りるべき行動を定め、従業員等に周知する。

五 緊急時の対応組織の責任者は、得られた情報から従業員等の帰宅可否を判断し帰宅時の津波による被災を防止する。また、帰宅者には、最新の情報を及び安全確保に配慮し、帰宅者の数を正確に把握する。

六 事業所内外の従業員、出勤途上の従業員等に津波発生時に取りるべき措置をあらかじめ定め、従業員等に周知する。

(津波による高圧ガス製造施設の安全対策)

一 人命確保対策として高所避難場所を確保し、緊急避難場所、経路等を事業所内に明示する。

二 従業員等の安全が確保した後、津波到達前に可能な限り高圧ガス製造施設が安全な状態になるよう事前に想定された津波に対する施設の停止手順と避難開始の基準を定める。

(教育訓練)

一 訓練項目は保安教育計画で定め、下記の項目について年に1回以上行う。

a 津波に関する基礎知識

b 津波警報発令時における情報周知訓練及び製造施設の緊急停止訓練

c 避難誘導及び避難訓練

d 食料や必需品の確保状況の確認

e 流出容器等の回収訓練及び残ガス回収訓練

(流出容器等の回収)

一 津波浸水により流出した容器等にあつては、原則回収し、処分する。

二 流出した容器の対処方法を定め、従業員に周知する。

三 流出した容器による災害防止のため、注意喚起文書を定める。

四 関係事業所等との協力体制を構築し、迅速な対応に努める。

(高圧ガス設備の緊急停止措置)

一 津波発生時は高圧ガス設備の緊急停止措置を行い被害軽減に努める。ただし、津波到達時間までに余裕が無い場合は、従業員等の人命を第一に優先するため、高圧ガス設備の緊急停止措置を放棄しても責任は問わないものとする。

(津波後の製造施設の保安の確保)

- 一 津波後、浸水深等に応じた被害状況の確認方法をあらかじめ定めておく。
- 二 被害を受けた製造施設については、被害の拡大を防止するための応急措置を行い、必要な資材については用意しておく。なお、複数の設備が被害を受けることが想定される事業所については、①被害を受けることが予想される設備②優先度③その設備についての応急措置について【別紙第3】に定める。

【津波浸水深1m以上2m未満の対象事業所】

(高圧ガス容器等の流出防止対策)

- 一 事業所の入り口の扉、門等を閉止する。
- 二 高圧ガス容器にチェーン掛けや、角リング等を、用い容器を固定する。
- 三 ケージに収納する。
- 四 容器置場が閉止可能な構造の場合は入り口の扉、シャッター等を閉止する。
- 五 充填中の容器がある場合は、直ちに充填作業を中止し、充填ラインの元弁を閉止する。また、可能な範囲で容器弁の閉止及び容器の固定を行う。

【津波浸水深2m以上3m未満の対象事業所】

*津波浸水深1m以上2m未満の対策に加え、下記の対策を実施する。

(タンクローリーの流出防止策)

- 一 事業所の入り口の扉、門等を閉止する。
- 二 入構中のタンクローリーを事業所内に留めておく場合は、地盤面に強靱なロープ又はチェーン等で容器の固定を行う。また、あらかじめ計画等した事業所近隣の安全な場所へ避難する。
- 三 構外のタンクローリーは、あらかじめ計画等した移動経路最寄りの安全な場所(場所:)へ退避する。

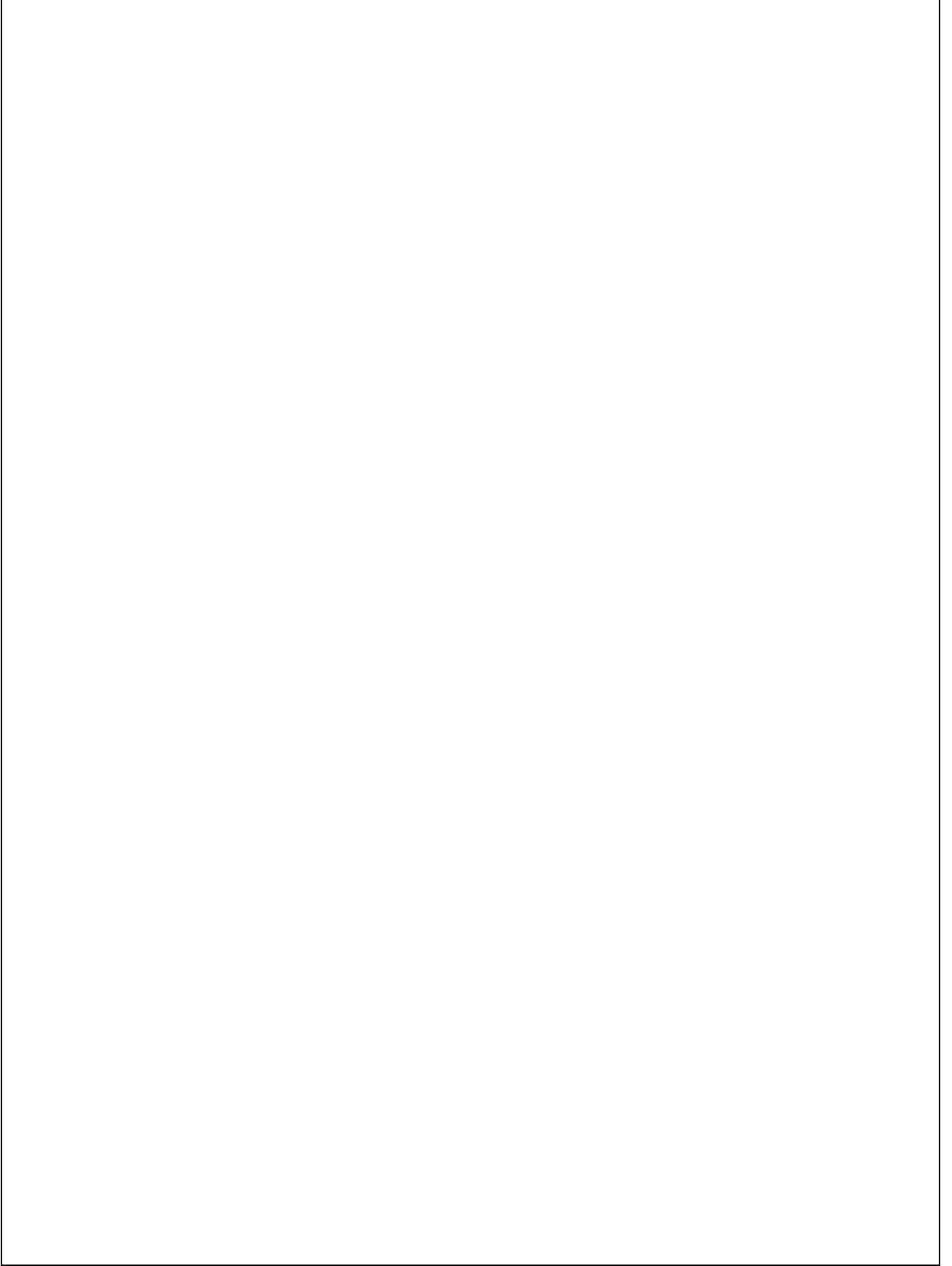
【津波浸水深3m以上の対象事業所】

*津波浸水深1m以上2m未満、津波浸水深2m以上3m未満の対策に加え、下記の対策を実施する。

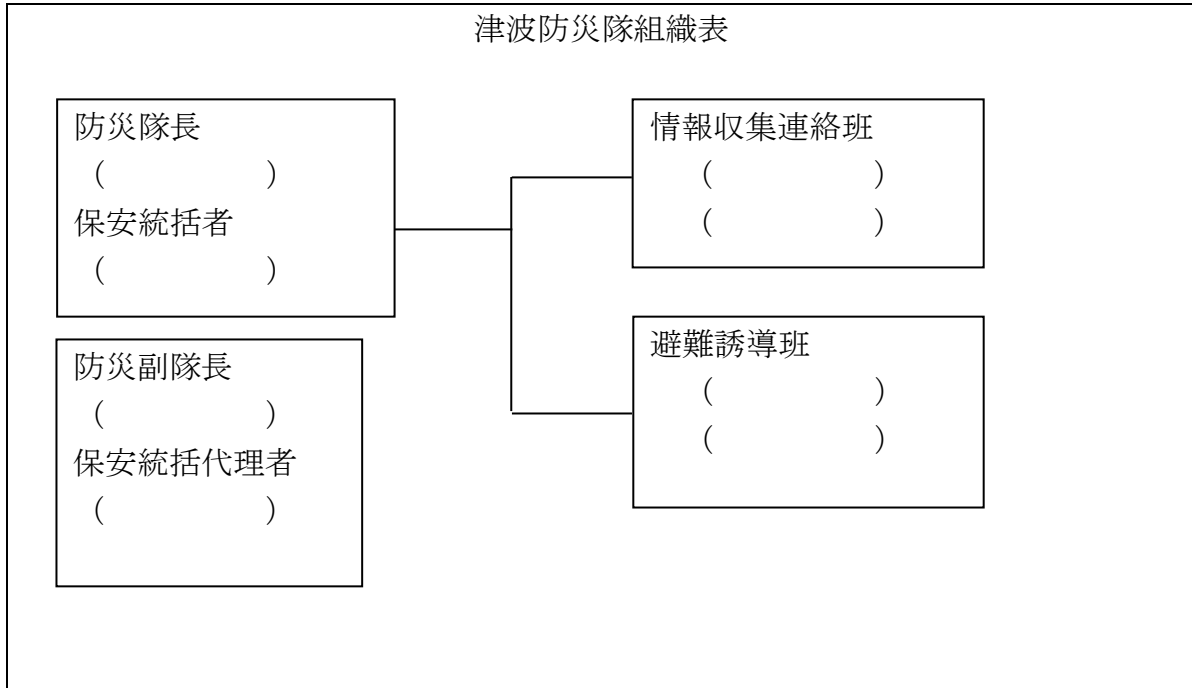
(津波による高圧ガス製造施設の被害想定)

- 一 高圧ガス製造施設の被害想定および地震発生後の津波による被害予防対策について、あらかじめ定めておく。
- 二 事業所周辺の広域避難場所、住民の避難経路、主要道路、等への影響評価を行う。
- 三 軽減対策等の内容について、事業所を管轄する都道府県、市町村長等に情報提供を行う。

【別紙第 1】



【別紙第2】



津波防災隊活動要領

担当区分	任務分担
防災隊長	1 2 3
防災副隊長	1 2 3
情報収集連絡班	1 2 3 4
避難誘導班	1 2 3 4

【別紙第3】

① 被害を受けることが予想される設備	② 優先度	③ 設備の応急措置について